

## PRISM 審査会運営要領の策定について

令和4年3月31日  
SIP/PRISM 総括

1. PRISM 審査会は、令和元年12月12日に「PRISM 審査会の設置について」（SIP/PRISM 総括文書。以下「設置説明文」という。）により、官民研究開発投資拡大プログラム運用指針（ガバニングボード決定。以下「運用指針」という。）を改正し、ガバニングボードの下に PRISM 審査会を設置するとともに、PRISM 審査会の業務等、所要の規定を追加した。  
また、委員構成については、同日、設置説明文に記載のとおり決定した。
2. 今般、橋本和仁 PRISM 審査会前座長の総合科学技術・イノベーション会議有識者議員退任に伴い、PRISM 審査会の委員構成について見直しを行ったところ。
3. 2の見直しの過程において、運用指針には、
  - ・ PRISM 審査会委員は、ガバニングボード委員、プログラム統括、有識者で構成すること
  - ・ 研究開発型の審査等の業務を行うことは規定されているものの、
  - ・ PRISM 審査会座長の役割
  - ・ 同座長を選任するプロセス及び有識者を選定するプロセスは明確に規定されていないことが判明した。
4. 3に対応するため、運用指針に基づき、「PRISM 審査会運営要領」を定めることとしたい。また、PRISM 審査会委員について、ガバニングボード座長と検討した結果、同運営要領の別紙のとおりとしたい。

（以上）